

秋田市上下水道局訓令第2号

上 下 水 道 局
関 係 各 所

■秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令
秋田市上下水道局事務決裁規程（昭和37年秋田市水道ガス局訓令第2号）の一部を次のように改正する。
別表第2の1の表第9号中「300万円未満」を「100万円以上」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。